

青 畜 第 6 6 8 号  
令 和 6 年 3 月 1 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長  
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知があったのでお知らせします。

ついては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

<通知の内容>

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生事例では、令和6年2月11日に発生した国内9例目（鹿児島県南さつま市）の事例において、国内1例目から8例目までのH5N1亜型とは異なるH5N6亜型が確認された。

また、死亡野鳥からH5N1亜型のほか、H5N6亜型、H5N5亜型等が検出され、異なる亜型による続発の可能性が否定できないことから、これから渡り鳥の北帰行が本格化し発生リスクが高まることを踏まえ、家きん飼養者に対して、下記の点について指導し、改めて本病の警戒を促すこと

(1) 家きん飼養農場における発生予防対策の徹底

農場従業員及び外部事業者を含む入出者の衛生対策、野生動物の侵入防止対策等の病原体侵入防止対策を徹底すること

(2) 家きんの異常の早期発見及び早期通報の徹底

①日々の観察及び異常を認めた際の早期通報を徹底すること

②通報の遅延により発生地域における本病のまん延リスクが高まる恐れがあること及び殺処分された家きんに対する手当金が減額されることを周知すること

担当：青森県農林水産部  
畜産課 衛生・安全G 林  
TEL 017-734-9498  
017-722-1111(内線4819)  
FAX 017-734-8144